

## 大阪市規則第88号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に  
関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則  
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第2条の2」に改める。

第2章中第3条の前に次の1条を加える。

(コミュニティ回収等の届出)

第2条の2 条例第2条第2項第5号の規定による届出は、コミュニティ回収等を  
開始しようとする日の2月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に  
提出して行わなければならない。

- (1) コミュニティ回収等を実施する団体の名称、代表者の住所、氏名及び連絡先  
並びに会計担当者の氏名及び連絡先
- (2) コミュニティ回収等の開始年月日
- (3) コミュニティ回収等の対象となる区域及び廃棄物の種類
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出書を提出した団体は、同項第1号、第3号又は第4号に  
掲げる事項を変更したときは、変更に係る事項を記載した届出書を変更の日から  
10日以内に市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による届出書を提出した団体は、コミュニティ回収等を休止し、

又は終了しようとするときは、休止し、又は終了しようとする日の2月前までに、休止しようとする期間又は終了しようとする日を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

第10条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 一般廃棄物に産業廃棄物を混入させないこと

第22条第1項中「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物収集運搬業者（犬、猫等の死体その他市長が別に定めるものの収集運搬業の許可を受けた者を除く。以下この条において同じ。）の事業の用に供する車両及び機材が市長が別に定める基準に適合すると認めるときは、当該車両及び機材について、当該一般廃棄物収集運搬業者」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にコミュニティ回収等（大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第48号）による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）第2条第2項第5号に規定するコミュニティ回収等をいう。）に相当する廃棄物の収集を実施していると市長が認める団体については、この規則の施行の日において、当該収集

について、この規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第2条の2第1項の規定による届出書を提出したものとみなす。